

原動機付自転車

廃車に関する申立書

小型特殊自動車

1 登録番号 清瀬市

2 車体番号 \_\_\_\_\_

4 申立理由

上記の車両については、次の状況にあり、抹消登録又は廃車申告書の提出が困難な状況にあるため。

- 譲渡した相手が不明となった。（譲渡年月： 年 月）
- 解体処分した。（解体年月： 年 月）
- 解体業者に自動車の解体処分を依頼したが、ナンバー、車検証の返却がなく不明となった。（解体依頼年月： 年 月）
- 仕事の都合により平日の来庁が困難かつ廃車手続きを委任できる友人、家族等がない単身世帯または遠方のため。
- 所有者死亡のため。
- その他

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

上記のとおり申し立てるとともに、この件に関して生ずる一切の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

納税義務者 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

申立代理人 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

納税義務者との関係 \_\_\_\_\_

※なお、軽自動車税に係る虚偽の申告又は報告をした者は、地方税法第 463 条の 20 に基づき、三十万円以下の罰金に処されます。

清瀬市長殿